

# 令和4年度 基本施策評価シート

作成日 令和4年7月4日

基本施策	F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民が	互いの人権が尊重された社会で暮らしている。	
長崎市第四次総合計画[後期基本計画] 基本施策掲載ページ		166ページ ~167ページ	
基本施策主管課名	人権男女共同参画室	所属長名	花川 哲
関係課名	子育てサポート課、障害福祉課、高齢者すこやか支援課、生涯学習課		

## 基本施策の振返り

後期基本計画策定時の課題		後期基本計画期間の取組み(H28~R3年度)	
個別施策	F1-1	人権啓発を推進します	
ア 更なる人権尊重の理念の普及		⇒	(ア)市民を対象とした人権問題講演会や講座の開催 (イ)啓発紙「人権問題特集号」及び人権啓発リーフレットの作成・配布 (ウ)パートナーシップ宣誓制度の導入 (エ)人権侵害に関する相談先の周知 (オ)発達障害及び権利擁護に関する講演会等の開催 (カ)授産製品販売促進のため「はあと屋」の運営を通じた製品の販売及び情報発信の実施 (キ)「障害者アート作品展」の開催 (ク)高齢者虐待防止に関する研修及び広報の実施 (ケ)公民館を中心に、市民を対象にした講座、講演会、ワークショップ等の開催
個別施策	F1-2	人権侵害の被害から市民を守ります	
ア 相談窓口の周知や人権を侵害された被害者に対する支援及び他の相談機関との連携		⇒	(ア)アマランス相談の実施 (イ)長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会)の開催 (ウ)長崎市子どもを守る連絡協議会の開催 (エ)成年後見制度に関する相談の受付、支援の実施 (オ)虐待に関する相談窓口である「障害者虐待防止センター」の設置運営 (カ)高齢者虐待防止ネットワーク関係機関との連携強化 (キ)長崎市女性つながりサポート事業の実施
個別施策	F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります	
ア 男女共同参画についての市民及び事業者の意識醸成を図る取組み		⇒	(ア)男女共同参画推進センターにおける男女共同参画への理解を深める講座の開催 (イ)アマランスフェスタの開催 (ウ)「男女イキイキ企業表彰」の実施 (エ)啓発紙「男女共同参画推進特集号」の作成・配布 (オ)ホームページやTwitter、Facebook等のソーシャルメディアを利用した情報発信
イ DVやセクシュアル・ハラスメントについての正しい知識の普及と若年層を対象とした予防啓発		⇒	(ア)市内中学校及び高等学校でのデートDV防止授業の実施 (イ)男女共同参画推進センターにおけるDV根絶のための講座の開催



成果及び効果(H28～R3年度)		
個別施策	F1-1	人権啓発を推進します
<p>①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題講演会、講座、研修会への参加者数は、平成30年度までは増加傾向にあったが、令和元年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、休館に伴う講座の中止や、会場の収容人数の制限等により、参加者数が減少している。そのような中であっても、感染防止対策を講じるとともに、人権啓発研修会においては新たにオンデマンド型の配信に取り組みながら、期間中6,901人が受講し、学びを止めない取組みを継続することができている。</li> </ul> <p>【参加者数：総数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度：1,266人</li> <li>・平成29年度：1,437人</li> <li>・平成30年度：1,616人</li> <li>・令和元年度：1,329人</li> <li>・令和2年度：645人</li> <li>・令和3年度：608人</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者に関する人権の取組みについては、令和元年9月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知と性の多様性への理解の促進を図ることができた。</li> <li>・福祉施設で作った製品販売を行う「はあと屋」における全体の売上額は6か年で計205,955,209円であり、障害者への就労支援や理解の促進につながった。</li> </ul>		
個別施策	F1-2	人権侵害の被害から市民を守ります
<p>①被害を未然に防止するための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍においても迅速に支援体制を整えるため、オンラインでの親子支援ネットワーク地域協議会個別ケース会議を実施しそれぞれの機関における互いの役割を理解し連携および協力して子どもの支援を行うことができた。 (代表者会議：1回 実務者会議：7回 個別ケース会議477回)</li> </ul> <p>②相談体制を整備する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アマランス相談を年末年始を除いて毎日実施し、年間約1,000件の一般相談がなされ、状況に応じて他の相談機関や関係部署と連携するなど、解決に向けての手助けを行うことで、様々な悩みごとを抱える市民の支援につながった。また、国や県が主催する研修会等に参加し、他の相談機関や関係部署との情報交換等を行い、支援者(相談員)の資質向上を図ることができた。</li> </ul>		
個別施策	F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります
<p>①男女共同参画について理解を深める取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進センター主催講座の参加者数は、コロナ禍の影響はあるものの、令和3年度から新たに性についての学習会の派遣講座を実施したこと等により、平成28年度よりも995人増加し、令和3年度は4,406人となった。また、男性参加者の割合も、平成28年度と比較し、8.3ポイント増加し、42.2%(1,859人)となった。男女共同参画社会の実現のためには、男性の男女共同参画に関する講座への参加が不可欠であり、従来女性参加者が多いなか、男性参加者が増加しており、男女共同参画に関する意識の醸成と行動につながった。</li> </ul> <p>【参加者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度：3,411人</li> <li>・平成29年度：3,802人</li> <li>・平成30年度：6,369人</li> <li>・令和元年度：4,419人</li> <li>・令和2年度：3,309人</li> <li>・令和3年度：4,406人</li> </ul> <p>【男性参加者割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度：33.9%(1,158人)</li> <li>・平成29年度：38.8%(1,476人)</li> <li>・平成30年度：40.3%(2,568人)</li> <li>・令和元年度：40.4%(1,785人)</li> <li>・令和2年度：39.1%(1,293人)</li> <li>・令和3年度：42.2%(1,859人)</li> </ul>		

<p>②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止授業の実施校は、毎年17校から25校で実施しており、デートDVの実態及び防止に関して、若年層に広く周知できている。若年層からDVに関する正しい知識を身に着けることで、深刻なDV被害や加害の予防につながることができている。</li> </ul> <p>【実施校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度:17校</li> <li>・平成29年度:20校</li> <li>・平成30年度:22校</li> <li>・令和元年度:25校</li> <li>・令和2年度:17校</li> <li>・令和3年度:19校</li> </ul>		
---	--	--

問題点とその要因(H28～R3年度)		
--------------------	--	--

個別施策	F1-1	人権啓発を推進します
------	------	------------

①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・人権問題講演会、講座、研修会への参加者数が平成28年度から増加し、目標達成していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数の制限や講座等の中止などで令和元年度より減少している。
- ・SNS等のインターネット上での誹謗中傷などによる人権に関わる重大な問題が起こっており、全国的な社会問題となっている。
- ・「はあと屋」については、市役所をはじめ、協力企業等における移動販売の積極的な展開を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等の中止で売上額は前年度に比べ減少した。

個別施策	F1-2	人権侵害の被害から市民を守ります
------	------	------------------

①被害を未然に防止するための取組み

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化といった社会状況を背景とし、孤立した環境で育児する家庭が増えており、育児不安や保護者自身の心身の問題及び経済的な問題などもあわせもつなど、養育環境に複雑かつ複合的な問題を抱える家庭に対し、相談対応に時間を要するケースが増加している。

個別施策	F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります
------	------	----------------------

②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み

- ・デートDV防止授業については、学校本来の授業時間に余裕がないことなどから、実施校が市内中学校の約3割にとどまっている。

<b>今後の取組方針</b>	※【】内は五次総合計画における個別施策
----------------	---------------------

F1-1

①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み→【F1-1 人権啓発を推進します】

- ・人権問題講演会などにおいて多くの参加者を募るため、市民が興味を持つような人権課題を講演会のテーマとするよう検討し、SNS等のあらゆる広報媒体を効果的に活用し、周知の時期や回数についても工夫を行う。
- ・公民館講座等において、コロナ禍であっても学びを止めないために、オンラインでの学習機会の充実を図るとともに、講座を実施する際には、身近に起こっている人権課題をテーマとすることで当事者意識を高めたり、まち歩きや歴史、健康などの講座と組み合わせるなどの工夫により、受講者の拡大を図る。
- ・性的少数者に関する人権啓発については、パートナーシップ宣誓制度の周知や性の多様性への理解を深めるため、関係機関等と連携した教育・啓発を実施する。
- ・SNS等のインターネット上での誹謗中傷など人権侵害事例への関心が高まっていることを背景に、啓発等の取組みをさらに強化する。
- ・「はあと屋」のオンライン販売の商品充実やSNS等を活用した周知を行うなど、さらなる授産製品販売の促進を図り、市民が障害に対する関心と理解を高められる機会の拡大を図る。

F1-2

①被害を未然に防止するための取組み→【F1-2 人権侵害から市民を守ります】

- ・様々な要因が複合的に絡み合う対応困難な相談が増加していることから、子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応するため、研修や人事交流などにより職員のスキルアップを図るとともに、親子支援ネットワーク地域協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に関係機関との連携をさらに強化する。

③相談後の対応と被害者への支援→【F1-2 人権侵害から市民を守ります】

- ・成年後見制度、権利擁護に関する相談は、高齢者の認知症患者や障害がある場合が多いことから、全ての地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員や障害者相談支援事業所との連携により、体制の充実を図る。

F1-3

①男女共同参画について理解を深める取組み→【F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります】

・男女共同参画推進センターと連携しながら、市民のニーズにあった講演や講座の内容を検討し、男女共同参画のさらなる意識の醸成を図る。

②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み→【F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります】

・デートDV防止授業(派遣講座)については、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内の中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、引き続き全中学校での実施を呼びかける。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値(時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合※	24.2% (18~22年度平均) 13.3 (27~28年度平均)	↓ 目標値	24.0	(23.8) 13.3	(23.6) 13.2	(23.4) 13.1	(23.2) 13.0	(23.2) 13.0
		実績値	13.8	15.1	15.1	13.7	13.1	17.6
		達成率	142.5%	86.5%	85.6%	95.4%	99.2%	64.6%
社会全体でみると男女平等であると感じている市民の割合	31.8%(23~26年度平均)	↑ 目標値	32.0	32.2	32.4	32.6	32.8	32.8
		実績値	30.7	27.2	25.8	27.5	27.3	24.6
		達成率	95.9%	84.5%	79.6%	84.4%	83.2%	75.0%
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,341人(23~26年度平均)	↑ 目標値	1,373	1,405	1,437	1,469	1,500	1,500
		実績値	1,266	1,437	1,616	1,329	645	608
		達成率	92.2%	102.3%	112.5%	90.5%	43.0%	40.5%
男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	3,610人(26年度)	↑ 目標値	3,830	3,940	4,050	4,150	4,250	4,250
		実績値	3,411	3,802	6,369	4,419	3,309	4,406
		達成率	89.1%	96.5%	157.3%	106.5%	77.9%	103.7%

※目標値と実績値がかい離しており、目標値の設定を見直さなければ指標として適切でないため、同じ設問及び選択肢とした平成27年度から平成28年度の実績値の平均を平成29年度からの基準値とし、平成30年度から毎年0.1ポイント下げ、平成32年度までに13.0%に達成するよう評価上の目標値を見直した。( )内は当初設定していた目標値である。

(目標値の見直しについて)

市民意識調査の実績値を成果指標にしているが、市民意識調査の設問について、平成26年度まで「人権が侵害されたと感じた市民の割合」であったものを平成27年度から「人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがある市民の割合」と平易な表現に変更した。そのため、言葉の表現による心理的な影響を考慮し、目標値を高く設定したものの、実績値の増はわずかであった(平成18年度から平成22年度においては、平成27年度からの設問と同様の表現を用いており、当該期間の平均を現計画の基準値として目標値を設定した)。結果的に、現計画において目標値と実績値がかい離したため、目標値の設定を見直し、評価上の目標値を設ける必要があると考え、上記のとおり目標値を見直すこととした。

※市民意識調査は人の意識を測るものであるため、講座等への参加者が増えることで意識の醸成につながる定量的な指標として、人権啓発及び男女共同参画の講座等の参加者数を補助指標に加えた。

## 基本施策の評価

Cb 目標を一部達成しており、目的達成に向けて概ね順調に進んでいる

### 判断理由

基本施策の成果指標の4つのうち100%以上の目標達成率が半数以下の1つで、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「C」とする。

また、個別施策の成果指標6つのうち、100%以上の目標達成率が過半数の4つのため「b」とする。

## 二次評価(施策評価会議による評価)

- 基本施策の評価「Cb」については所管評価のとおり。
- 五次総の取組方針にも記載している「性的少数者に関する人権啓発」は、F1-1「問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み」の中でも、重要な取組みの1つであることから、今後の取組方針に記載すべき。併せて、パートナーシップ宣誓制度の導入に関して、「成果及び効果」に記載すること。
- 現在、社会的な問題となっているインターネットやSNSによる誹謗中傷等について、「問題点とその要因」に記載すること。
- F1-1「問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み」において、男女共同参画推進センター主催の講座について、コロナ禍の影響はあるものの参加者数は増加しているため、増加した理由がオンライン講座等の実施したことであるならば、「成果及び効果」に記載してはどうか。

## 令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-1	人権啓発を推進します
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図
	市民が	人権について正しく理解している。
個別施策主管課名	人権男女共同参画室	所属長名 花川 哲

### 令和3年度の取組概要

#### ①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・市民を対象とした人権問題講演会を1回開催するとともに、人権啓発に関する中小規模講座を1回企画したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期した。
- ・啓発紙「人権問題特集号」及び人権啓発リーフレットを作成し、配布した。
- ・長崎市パートナーシップ宣誓制度の周知及び活用、また、LGBT(※)の方々への理解等を求めるため、市民向けにガイドブックやチラシを配布した。
- ※LGBT…性的少数者の総称の一つ。性的指向や性自認において少数派の方々。女性に恋愛感情を抱く女性(レズビアン L)、男性に恋愛感情を抱く男性(ゲイ G)、男女両方に恋愛感情を抱く方(バイセクシュアル B)、出生時に割り当てられた性に違和感を持つ方(トランスジェンダー T)の頭文字で称される。
- ・授産製品販売促進事業「はあと屋」の運営を通じ、障害者就労施設等で製作された授産製品の販売や情報発信を行った。
- ・障害者が制作したアート作品を展示、観賞する「障害者アート作品展」を例年実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した。
- ・市内の市立中学校の生徒(1年生)を対象に、手話通訳者等を派遣し、手話の講座を実施した。
- ・人権・同和問題・長崎学・健康づくりを統合した「長崎人権学」講座を開設し、3日間の開催で、のべ54人が受講した。
- ・長崎大学教育学部生を対象に人権教育講義を実施し、158人が受講した。
- ・公民館を中心に、市民を対象とした講座を、大型公民館11館中、6館(うち1館はオンデマンド)で開設し、247人(うち136人はオンデマンド)が受講した。
- ・出前講座「わたしたちのじんけん」を開設し、1団体(13人)の利用があった。
- ・小中学生による人権ポスター展を開催し、5,246点の作品の中から入賞作品106点を市民会館に展示した。また、優秀作品を人権啓発リーフレットに掲載し、市内の小中学校や公民館において人権啓発資料として活用してもらうため計10,000部を送付した。
- ・いじめについての基礎知識を学び、子どもがいじめに対して否定的な態度を形成し、いじめを解消するような行動をとれるようになることを目的とし、NPO法人子どもの人権アクション長崎と協働して「いじめ防止こどもワークショップ」を、市内小中学校9校20クラス(608人)で実施した。

#### ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・人権侵害に関する相談を受けている長崎地方法務局や長崎人権擁護委員協議会と連携し、広報ながさきや市ホームページでの相談機関の掲載やポスター掲示を行い、相談機関の周知を図った。
- ・広報紙にアマランス相談や長崎市女性相談サポートセンターの相談日時を毎月掲載した。
- ・市民を対象とした講演会やイベント等の開催時に、アマランス相談の電話番号等を掲載したポケットティッシュを配布するなど、相談窓口の周知を図り、相談につなげた。
- ・啓発資料等にアマランス相談の電話番号等を掲載し、相談窓口の周知を図った。
- ・孤独・孤立により困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、令和3年7月より「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、市役所本館及び長崎市民会館等の女子トイレに周知カードを設置したほか、チラシやポスターを相談機関へ配布した。
- ・子どもや家庭からの様々な相談に応じる「こども総合相談」窓口の普及を図るため、小学校1年生から中学校3年生を対象に、相談先を記載した「こども総合相談カード」を、担任の先生から趣旨が児童に伝わるよう言葉を添えて配布した。
- ・障害者の相談支援事業については、市ホームページや福祉のしおりに相談機関の掲載を行い周知を図った。
- ・高齢者虐待や成年後見制度の地域の相談窓口である地域包括支援センターの周知を、市HPへの掲載や、市発行の「すこやかガイドブック」「なるほど介護保険」などへの掲載、介護被保険者証に同封しての送付、各地域包括支援センターが配布する広報誌などを通して周知を行った。

#### ③相談に行きやすい環境を整備する取組み

- ・地域包括支援センターの広報紙や家族介護教室等において高齢者虐待防止に係る支援制度の周知を図るとともに、支援関係者を対象とした事例検討会を開催し、高齢者虐待防止の啓発を図った。
- ・地域包括支援センター及び支援関係者・市担当職員等を対象とした研修会の開催により支援者の資質向上を図るとともに、市民後見人受任事例検討会の開催による後見人支援および司法関係機関との連携強化を図った(地域包括支援センターに寄せられた権利擁護に関する相談件数 3,012件)。
- ・障害者やその家族、保護者等が身近な地域で様々な困りごとについて相談し、必要に応じて障害福祉サービス等の支援を円滑に利用できるよう、市内5か所の事業所において委託相談支援事業を実施した。委託相談支援事業所の利用者数が増加しており、令和3年度には人員体制の強化を図るため委託料の見直しを行った。

## 評価(成果)

### ①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・人権問題講演会は307人の参加があり、終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合が95.2%であり、終了後のアンケートでも「大変興味深い、奥深いものだった」など感想が多数寄せられ、人権問題への理解の促進を図ることができた。
- ・啓発紙「人権問題特集号」を広報紙に折り込み市内各世帯に配布したほか、人権啓発に係る研修会や会議で幅広い市民に配布することで、人権問題への理解の促進を図ることができた。(配布部数 約153,000部(広報ながさき折込:151,700部、その他:約1,300部))
- ・人権啓発リーフレットを人権啓発に係る研修会や会議、また、不特定多数の市民が集う屋内外実施イベントで幅広い市民に配布することで、人権問題への理解を深めることができた。(配布部数 約1,550部)
- ・パートナーシップ宣誓制度のガイドブック及びチラシを講演会、研修、会議など様々な機会をとらえて配布することで、制度周知と性の多様性への理解の促進を図ることができた。(配布部数 市民向けガイドブック:765冊、市民向けチラシ:441枚)
- ・はあと屋を訪れた延来店者数は29,619人であり、イベントや移動販売、令和3年7月からオンライン販売などを実施するとともに、授産製品のPRを行い、障害者の雇用促進や障害に対する理解を深めることにつなげることができた。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で昨年度と同じ中学校11校で手話講座を実施し、生徒が手話に接し、体験する機会を設けることができた。講座を受講した生徒から、「手話をはじめて勉強できて楽しかった。手話を身近に感じる事ができた。」「自分は手話はまだできないけど、もし困っている人がいたら見て見ぬ振りせずに手や口などジェスチャーで助けてあげたいと思った。」などの意見があり、障害者(ろう者)に対する理解と手話への関心を得ることで、将来的に手話の普及につなげることができた。
- ・長崎の歴史を踏まえた人権を学ぶ機会として実施した「長崎人権学」講座において、「常識的な見方を疑うということが学問の重要な要素であることを教えてもらった。」「原爆は人類最大の人権蹂躞である。」「平和を願う心を改めて持ち続けなくてはと思う。」などの意見をいただいております、参加者の人権意識を高めることができた。
- ・長崎大学の講義の一環として実施した人権教育講座において、「教師の言動が人権教育のモデルであることに気づいた。」「教師のあたたかな言葉かけが学級をつくり、子どもの人権感覚を豊かにすることがわかった。」などの意見をいただいております、教職を目指す学生の人権意識を高めることができた。
- ・公民館で行ったオンデマンド講座では、136回の視聴回数があり、コロナ禍であっても学びを止めないためのモデルを示すことができた。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を学年単位からクラス単位に変更したことにより、少人数でのワークショップを実施し、終了後は児童一人ひとりのアクションプランを作成するなど参加者のいじめについての理解を深めることができた。

### ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・長崎地方法務局内の人権相談窓口の周知ポスターを地域センター等に掲示し周知を図った。
- ・アマランス相談については、市民を対象とした講演会やイベント等の開催時に、相談先を記載したポケットティッシュを約750個配布することで周知が図られた。
- ・「長崎市女性相談サポートセンター」の周知カードを市役所本館及び長崎市民会館等の女子トイレに設置したほか、相談機関へポスターやチラシを配布することで、相談窓口の周知を図ることができた。
- ・「子ども総合相談」については、相談先を記載したカードを配布して周知をしたこと、及び様々な会議等の機会を利用して、相談先の周知や意識の啓発を図った。

#### 新規の相談受案件数

(令和2年度:1,995件→令和3年度:1,907件)

- ・平成18年に地域包括支援センターができて以来、高齢者に関わるあらゆる場面で周知を行ってきた結果、第8期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にて、地域包括支援センターを「利用したことがある」「利用したことはないが知っている」と回答した人の割合は62.9%となり、相談先として浸透してきている。

### ③相談に行きやすい環境を整備する取組み

- ・高齢者虐待について、市民に対しては地域包括支援センターの広報紙や家族介護教室において相談窓口の周知を図り、支援関係者に対しては事例検討会(3回)の開催で、計100人が参加し、相談件数の増加につながった。
- ・成年後見制度については、市民後見人受任事例検討会を2回、支援従事者対象の申立手続き研修会をオンラインにて1回開催し、計200名が参加した。また、市民後見人候補者養成研修は32名が参加した。これらの活動により、成年後見制度の担い手を増やし、相談につながる環境を広げることができた。
- ・市内5か所の事業所において、障害者からの相談に対する支援を延52,130人(前年度45,583人)行い、障害福祉サービスの利用支援や問題解決のための助言、情報提供を行った。

## 評価(問題点とその要因)

### ①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、啓発資料の配布の機会が大幅に減少した。
- ・SNS等のインターネット上での誹謗中傷などによる人権に関わる重大な問題が起こっており、全国的な社会問題となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響によりはあと屋を訪れた延来店者数は、前年度に比べ19.7%減少し、イベントや移動販売等の開催回数が減少した。令和3年7月から「はあと屋」においてオンライン販売を開始したが、PRが不足しており、売り上げが伸びなかった。
- ・コロナ禍で度重なる閉館の影響を受けたため、公民館等で開催を予定していた人権啓発研修会が相次いで中止となり、市民の学習機会が減少した。
- ・人権教育に関する講座について「人権」が難しいものとして捉えられがちであるため、受講する者が限られている。

### ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・子どもは保護者や親しい友達、学校の先生など身近な人に相談することが多いが、周囲に相談ができない子どもたちもいるため安心して市の相談窓口で相談できる工夫が必要である。(令和3年度:4人)
- ・地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として、高齢者及びその家族、民生委員や老人会などの地域団体にはすでに認知されているが、その他の世代にとっては直接的な関わりがないため、いまだ相談窓口としての認知度は低い。

### ③相談に行きやすい環境を整備する取組み

- ・アマランス相談が市民会館から新庁舎へ移転することに伴い、相談者が安心して相談に行ける環境を整備する必要がある。
- ・成年後見制度自体や相談窓口について、市民に対して十分周知出来ていないため、成年後見制度を知らない高齢者が多い。(第8期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査「制度を知らない」と回答した人の割合29%)
- ・障害者の相談支援事業については、委託相談支援事業所の利用者数が増加しており、令和3年度には人員体制の強化を図るため委託料の見直しを行ったものの、今後も福祉制度の充実等に伴い、継続的な利用者数の増が見込まれる。また、障害者の高齢化や重度化、家族の高齢化などに伴い、相談内容が複雑化し、委託相談支援事業所だけでは対応が困難なケースが増えてきている。



## 今後の取組方針

### ①問題意識・当事者意識を持ってもらう取組み

- ・人権問題講演会などにおいて、今後とも市民が興味を持つような人権課題を講演会のテーマとするよう検討し、講師との事前調整を十分に行う。また、講演会のテーマや講師に関心が高い関係団体等への周知を重点的に行うとともに、ポスターやチラシ、SNS等のあらゆる広報媒体を効果的に活用し、周知の時期や回数について工夫した情報発信を行う。
- ・人権問題特集号やリーフレットなどの啓発資料やSNS等を活用し、人権尊重意識の高揚につながる効果的な啓発活動を行う。
- ・性的少数者に関する人権啓発については、パートナーシップ宣誓制度の周知や性の多様性への理解を深めるため、関係機関等と連携した教育・啓発を実施する。
- ・SNS等のインターネット上での誹謗中傷など人権侵害事例への関心が高まっていることを背景に、啓発等の取組みをさらに強化する。
- ・障害者アート作品展は、より多くの出展者、来場者を集めるため、引き続き周知時期や周知方法を工夫する。
- ・「はあと屋」のオンライン販売の商品充実やSNS等を活用した周知を行うなど、さらなる授産製品販売の促進を図り、市民が障害に対する関心と理解を高められる機会の拡大を図る。
- ・市内の中学校での手話講座は、引き続き全中学校での実施を目指し取り組むとともに、手話に関する周知や講座等の手話に接する機会を増やしていく。
- ・公民館講座等において、コロナ禍であっても学びを止めないために、オンラインでの学習機会の充実を図る。
- ・公民館等で講座を実施する際には、身近に起こっている人権課題をテーマとすることで当事者意識を高めたり、まち歩きや歴史、健康などの講座と組み合わせるなどの工夫により、受講者の拡大を図る。
- ・小学校高学年児童を中心に、NPO法人子どもの人権アクション長崎と協働して「いじめ防止子どもワークショップ」を行い、いじめや虐待についての理解を深めてもらう活動に取り組んでいく。

### ②相談先を周知する取組み(相談実施を含む)

- ・アマランス相談については、関係機関のリーフレット等へ相談窓口掲載依頼を行い、引き続き相談窓口の周知を図る。
- ・「長崎市女性相談サポートセンター」の周知カード及びチラシ等の設置やSNS等の広報媒体を効果的に活用し、引き続き相談窓口の周知を図る。
- ・母子保健の「妊産婦・乳幼児の相談窓口」と子育て支援の「こども総合相談」を統合し、あらゆる相談に対応する子育てワンストップ窓口として「こども・子育てイーカオ相談」を設置し、子どもが安心して相談できるよう学校等の関係機関と更なる連携協力を図るとともに、相談先として周知するだけでなく、子どもが安心して相談できる場所であることなどを伝えることができるよう、子どもへの周知方法をさらに工夫する。
- ・市HPやリーフレット等を用いた権利擁護の相談窓口の周知を引き続き行いつつ、実際の相談対応を通して連携機関への周知も引き続き行う。

### ③相談に行きやすい環境を整備する取組み

- ・アマランス相談については、新庁舎への移転に伴い、相談者が安心して利用できる相談室の環境を整備する。
- ・高齢者虐待及び成年後見制度の相談については、引き続き、各地域包括支援センターが発行する広報紙や、研修会等あらゆる機会を通じて、市民に啓発を図るとともに、地域や関係機関と連携することにより、支援が必要な案件の早期発見・解決に向け相談支援機能を高める。
- ・障害者の相談支援事業については、指定相談事業所や関係機関等に対する指導・助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応、人材育成の支援等を行い、今後相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所と連携して障害者の相談支援体制の充実を図る。

## 成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値(時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,341人 (23～26年度平均)	↑ 目標値	1,373	1,405	1,437	1,469	1,500	1,500
		実績値	1,266	1,437	1,616	1,329	645	608
		達成率	92.2%	102.3%	112.5%	90.5%	43.0%	40.5%
人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	85.0% (23～26年度平均)	↑ 目標値	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0	90.0
		実績値	96.5	97.0	85.2	93.2	76.3	95.2
		達成率	112.2%	111.5%	96.8%	104.7%	84.8%	105.8%

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
1	(事業名) 人権啓発活動費	成果指標	人権問題講演会で人権について理解が深まった人の割合
		目標値	90.0 (%)
		実績値	95.2 (%)
	(事業目的) 市民の人権意識の高揚を図る。	達成率	105.8 %
		決算(見込)額	2,753,950 円
	(事業概要) 人権に関する講演会等の開催や啓発資料を配布する。	成果指標及び目標値の説明	<p>人権問題講演会終了後に毎回実施するアンケートにより把握する「人権について理解が深まった人の割合」を成果指標とした。</p> <p>人権問題への関心は深まったと回答した人の割合が、直近値85.0%(平成23~26年度平均)から毎年度1ポイント増することで、令和2年度までに90.0%にすることを目標とした。令和3年度は令和2年度の目標値としている。</p>
	取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題講演会の開催 参加者数: 307人 (当初参加者見込数: 484人程度)</li> <li>・啓発資料などの作成 人権問題特集号(広報紙): 154,200部作成 配布部数 約153,000部(広報ながさき折込: 151,700部、研修会等配布: 約1,300部)</li> <li>リーフレット: 5,000部作成 配布部数: 約1,550部</li> </ul> <p>(成果・課題等)</p> <p>人権問題講演会について、成果指標である人権問題への関心が高まった人の割合は前年度よりも18.9ポイント増加し、達成率105.8%と目標を達成した。令和3年度はLGBTをテーマに、当事者である講師の講演を企画したことにより、関心が高まったと考えられる。引き続き、講師選定時の情報収集や、講師との調整など、関心があるテーマ・講演内容で実施するよう検討していく。</p> <p>その他各種講座、研修も含めた参加者総数は、前年度より37人減となり、達成率40.5%と目標に達しなかった。新型コロナウイルス感染症対策を行い、収容人数を制限したことや中止したことにより参加者数の大幅減となっている。</p> <p>今後も引き続き、市教育委員会や講演のテーマに関わりのある関係機関と連携した取組みを進めるとともに、市民に人権についての関心度を高めてもらうため、ニュースなどで取り上げられている人権課題などを講演会テーマとして検討していく。また、SNSなどあらゆる広報媒体を漏れなく活用し、周知の時期や回数についても工夫を行いながら、様々な関係団体へ積極的に周知していく。</p>	

## 令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-2	人権侵害の被害から市民を守ります		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図		
	市民が	人権侵害の被害から守られている。		
個別施策主管課名	人権男女共同参画室		所属長名	花川 哲

### 令和3年度の取組概要

- ①被害を未然に防止するための取組み
- ・要保護児童等の適切な保護や支援を図るため、「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」(児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会)を開催した。
  - ・いじめ等の防止等に関する機関や団体との連携を図るため、「長崎市子どもを守る連絡協議会」を開催した。
  - ・コロナ禍による外出自粛などで、子どもの様子が把握しにくい状況にあるため、関係機関と連携し、子どもの見守りの強化を実施した。
  - ・障害者やその家族、保護者等が身近な地域で様々な困りごとについて相談し、必要に応じて障害福祉サービス等の支援を円滑に利用できるよう、市内5か所の事業所において委託相談支援事業を実施した。
- ②相談体制を整備する取組み
- ・アマランス相談については、年末年始以外は毎日一般相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間電話相談を実施した。
  - ・孤独・孤立により困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、困難や不安を抱える女性からの相談に応じるほか、必要に応じて生理用品の提供を行った。
- ③相談後の対応と被害者への支援
- ・高齢者虐待の通報・相談を受けた際は、状況把握のため事実確認を行い、速やかに防止策を講じ、個別支援を行った。
  - ・成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度の普及啓発及び人材の育成、必要時には市長による申立てを行った。また、令和3年度からは、市長による審判請求に係る成年後見人等の報酬助成に加え、本人等による審判請求に係る成年後見人等の活動費助成を開始した。【F2-3へ再掲】
  - ・障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、障害者虐待防止に関しての通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。
  - ・障害者の成年後見制度利用支援事業として、成年後見制度の周知及び相談対応を行った。また、令和3年度からは、市長による審判請求に係る成年後見人等の報酬助成に加え、本人等による審判請求に係る成年後見人等の活動費助成を開始した。
- ④支援者(相談員)の資質向上に対する取組み
- ・支援者(相談員)が国や県、関係団体等において開催される各種研修・会議に参加した。

## 評価(成果)

### ①被害を未然に防止するための取組み

- ・日頃より関係機関と顔の見える関係を構築することで、躊躇なく児童虐待通告ができる体制を整えることで通告件数が令和2年度より倍増した。
- ・コロナ禍においても迅速に支援体制を整えるため、オンラインでの親子支援ネットワーク地域協議会個別ケース会議を実施しそれぞれの機関における互いの役割を理解し連携及び協力して子どもの支援を行うことができた。(代表者会議:1回 実務者会議:7回 個別ケース会議477回)
- ・コロナ禍において、子どもの状況が把握しにくいと、民間団体と連携した家庭訪問により子どもの見守り体制を強化し、子育て支援サービスの提供など予防的支援を行い児童虐待による被害を未然に防止することができた。
- ・市内5か所の相談支援事業所において、障害者からの相談に対する支援を延52,130件(前年度45,583件)行った。

### ②相談体制を整備する取組み

- ・アマランス相談においては、年末年始以外は毎日一般相談を実施し、水曜日(祝日を除く)は夜間電話相談を実施しており、ドメスティック・バイオレンス(DV)及びセクシュアル・ハラスメント等の様々な悩みごとの相談を1,105件受け付け、状況に応じて他の相談機関や関係部署と連携するなど、解決に向けての手助けを行うことで、様々な悩みごとを抱える市民の支援につながった。

#### 【相談件数内容】

一般相談	915件
法律相談	160件
心の健康相談	30件

- ・「長崎市女性相談サポートセンター」では、女性相談員を配置することで、女性が相談しやすい環境が整い支援につなげることができた。また、相談したことで何らかの改善又は変化を得た人の割合は85.0%と、相談できたことや相談窓口があることで解決につなげることができている。

相談受付人数(実数)	229件
相談延べ件数	937件

### ③相談後の対応と被害者への支援

- ・地域ケア会議等を通して高齢者虐待防止ネットワークの関係機関と情報を共有し、高齢者の安全確保や支援を継続することで、虐待の早期対応及び早期発見につながった。また、必要時には保護措置を行った。
- ・成年後見制度に関する相談を受け、申立を含む必要な支援につながった。【F2-3へ再掲】
- ・成年後見制度利用支援事業では、市長申立てに関する障害者からの相談1件、高齢者からの相談12件を受け付け必要な支援を行った。
- ・障害者虐待防止センターでは、虐待防止に関する通報・相談25件を受け事実確認を行い、個別のケースに応じた支援、対応をすることで、虐待の防止及び早期発見につながった。障害者虐待防止センターは24時間体制で開設しており、人権侵害被害の防止、早期発見体制が整っている。

### ④支援者(相談員)の資質向上に対する取組み

- ・支援者(相談員)が国や県、関係団体等において開催される各種研修・会議に参加することで、支援者(相談員)の資質向上を図ることができた。

## 評価(問題点とその要因)

### ①被害を未然に防止するための取組み

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化といった社会状況を背景とし、孤立した環境で育児する家庭が増えており、育児不安や保護者自身の心身の問題及び経済的な問題などもあわせもつなど、複雑かつ複合的な養育問題を抱える家庭に対し、相談対応に時間を要するケースが増加している。

### ②相談体制を整備する取組み

- ・アマランス相談の一般相談に関しては、年末年始以外は毎日一般相談を行うなど、現行の相談体制については問題ないが、新庁舎移転後も継続して、安心して利用しやすい相談室の環境、緊急時の相談者及び相談員の安全確保について、環境を整備する必要がある。

### ③相談後の対応と被害者への支援

- ・身寄りがない、もしくは家族と疎遠な認知症高齢者が増加しており、問題が深刻化するまで成年後見制度につながらない傾向がある。
- ・虐待者側にも経済的困窮や疾患などの問題があり、解決に時間を要する事例が増えている。
- ・成年後見制度について周知を図っているものの、障害者相談支援事業所等との連携が十分ではなく、障害者へ広く浸透していない。

## 今後の取組方針

### ①被害を未然に防止するための取組み

・様々な要因が複合的に絡み合う対応困難な相談が増加していることから、子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応するため、研修や人事交流などにより職員のスキルアップを図るとともに、親子支援ネットワーク協議会、長崎市子どもを守る連絡協議会を中心に関係機関との連携をさらに強化し、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。

・障害者やその家族、保護者等が身近な地域で様々な困りごとについて相談し、必要に応じて障害福祉サービス等の支援を円滑に利用できるよう、市内の委託相談支援事業を継続する。

### ②相談体制を整備する取組み

・アマランス相談については、引き続き、安心して利用しやすい相談室の環境、緊急時の相談者及び相談員の安全確保について、他自治体の状況を調査し検討を行いながら、相談業務を実施する。

・「長崎市女性相談サポートセンター」においては、今後も相談カード及びチラシ等を設置するほか、LINEやTwitter等のSNSを活用し、さらなる周知を図っていく。

### ③相談後の対応と被害者への支援

・高齢者の成年後見制度、権利擁護に関する相談は、認知症疾患を抱えている場合が多いことから、全ての地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員等との連携により、相談支援体制の充実を図る。【F2-3へ再掲】

- ・障害者相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、成年後見制度を広く周知する。
- ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の防止及び早期発見に努める。

### ④支援者(相談員)の資質向上に対する取組み

・多様化、複雑化する相談に対応できるよう、支援者(相談員)の資質向上のための研修に参加し、専門的な知識・技術のスキルアップを図るとともに、他の相談機関との情報交換や連携を図り相談体制を整える。

## 成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
児童虐待相談で改善した割合	76.6%(22~26年度の改善率)	↑ 目標値	78.2	79.9	81.6	83.3	85.0	88.0
		実績値	77.0	80.4	85.9	87.9	87.2	88.1
		達成率	98.5%	100.6%	105.3%	105.5%	102.6%	100.1%
成年後見制度相談件数	787件 (24~26年度平均)	↑ 目標値	805	820	835	850	865	1,138
		実績値	825	893	902	967	1,123	1,073
		達成率	102.5%	108.9%	108.0%	113.8%	129.8%	94.3%

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等						
1	<p>(事業名) 男女生活相談費</p> <p>(事業目的) 家庭や職場等における性別による差別的取り扱い、DV、セクシュアル・ハラスメント等の人権被害を受けた被害者が孤立して悩むことがないよう支援する。</p> <p>(事業概要) 女性相談員による一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を行う。</p>	成果指標	男女平等になっていると答えた人の割合					
		目標値	32.8 %					
		実績値	24.6 %					
		達成率	75.0 %					
		決算(見込)額	7,161,515 円					
		成果指標及び目標値の説明	<p>市民意識調査において、社会全体で見ると男女平等であると感じている人の割合31.8%(平成23~26年度平均)から毎年度0.2ポイント増とし、令和2年度までに32.8%となることを目標とする。(令和3年度においても同じ目標値を設定)</p>					
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績)</p> <table border="0" data-bbox="790 683 1367 772"> <tr> <td>一般相談</td> <td>915件</td> </tr> <tr> <td>うち女性への暴力</td> <td>120件</td> </tr> <tr> <td>セクシュアル・ハラスメント</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>(成果・課題等)</p> <p>広報誌や市ホームページ及び他の相談機関のリーフレット等への相談窓口掲載、講座等開催時における啓発グッズの配布など、相談窓口の周知を図った。</p> <p>相談内容が多様化、複雑化してきているため、相談員を各種研修へ積極的に参加させることで、相談者への的確な支援や情報提供ができるように、引き続き相談員の人材育成を図る。</p> <p>また、複合的な相談について速やかに支援できるよう、他の相談機関との連携を図る。</p>		一般相談	915件	うち女性への暴力	120件	セクシュアル・ハラスメント	3件
一般相談	915件							
うち女性への暴力	120件							
セクシュアル・ハラスメント	3件							

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
2	<p>(事業名) 児童虐待防止対策事業</p>	成果指標	児童虐待相談で改善した割合
		目標値	88.0 %
		実績値	88.1 %
	<p>(事業目的) 保育所、学校等の児童に係る関係機関及び市民の児童虐待防止に対する意識を高め、児童虐待の発生防止、早期発見・解決に努める</p>	達成率	100.1 %
		決算(見込)額	18,209,450 円
	<p>(事業概要) ・児童虐待通報及び相談への対応 ・親子支援ネットワーク地域協議会の開催 ・児童虐待防止研修会の開催 ・メール相談の実施 ・親子の心の相談の実施</p>	<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により改善したもの、早期解決のためにより適切な専門機関等へ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした(支援終了件数/実対応件数)。                  処遇困難ケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増としていたが目標値を上回る状況が続いたため、令和3年度は88.0%を目標としている。</p>
	<p>取組実績、成果・課題等</p>	<p>(取組実績)                  ○児童虐待通告及び相談への対応※( )内は対前年度比                  ・実対応件数 311件(5.1%増)                    うち新規 216件(9.9%減)                    うち虐待通告 104件(203.9%増)                  ・延対応件数 7,733件(10.3%増)                  ・支援終了件数 274件(6.2%増)                  ・養護・その他 1,352件(9.5%減)                  ○親子支援ネットワーク地域協議会                  ・個別ケース会議                  開催回数 477回(8.5%減)                  出席者 関係機関 延2,156人出席                  ○児童虐待防止研修会                  ・6回 233人参加                  ※関係機関の会議等で児童の見守り依頼や情報提供を依頼。                  ○メール相談 28件                  ○親子の心の相談件数 18件</p> <p>(成果・課題等)                  虐待通告件数が年々増加傾向であったが、特に令和2年度に比べ令和3年度は2倍の増となり、延対応件数も昨年より増加している。日頃より関係機関と顔の見える関係を構築し、児童虐待通告を躊躇せずできる体制を整えている成果であると思われる。引き続き、関係機関との連携を強化し児童虐待の早期発見、解決に努めていく。</p>	

## 令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります		
施策の目的 (対象と意図)	対 象		意 図	
	市民が		男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。	
個別施策主管課名	人権男女共同参画室		所属長名	花川 哲

### 令和3年度の取組概要

- ①男女共同参画について理解を深める取組み
- ・男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画への理解を深める各種講座を73回実施した。そのうち、令和3年度からの取組みとして、市内中学及び高校生を対象に「性についての学習会」を10回実施した。
  - ・長崎市パートナーシップ推進週間(10月1日～10月7日)に合わせ、10月2日にアマランスフェスタ基調講演を実施した。
  - ・性別に関係なく、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「男女イキイキ企業」として表彰した。
  - ・男女共同参画推進事業ボランティアと協働し、男女共同参画に関する講座の企画・実施を行った。
  - ・男女共同参画啓発紙「男女共同参画推進特集号」を作成し、配布した。
- ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み
- ・市内中学校(15校)及び高等学校(4校)でデートDV防止授業を計19回実施した。
  - ・男女共同参画推進センターの主催講座で、全年代を対象としたDV根絶のための連続講座を実施した。

### 評価(成果)

- ①男女共同参画について理解を深める取組み
- ・男女共同参画推進センターの主催講座の受講者の満足度(93.7%)が、前年度(92.2%)より1.5ポイント増加しており、男女共同参画に関する意識の醸成が図られている。
  - ・男女共同参画推進センター主催講座等の参加者数は4,406人であり、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から男女共同参画推進センターの休館等による講座中止等があったにもかかわらず、目標値である4,250人を達成できた。また、前年度より1,097人増加したことから、より多くの方に男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができている。
  - ・「男女イキイキ企業表彰」について、6事業所から応募があり、前回(令和元年度)よりも2事業所応募数が増加しており、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを行う事業所が増えている。
- ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み
- ・デートDV防止授業を19校(19回)で実施し、前年度(実施校:17校、実施回数:18回)より増加しており、デートDVの実態及び防止に関して、若年層に広く周知できている。

### 評価(問題点とその要因)

- ①男女共同参画について理解を深める取組み
- ・新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、アマランスフェスタ基調講演の会場での実施が中止となり、オンライン配信での実施となったため、参加者数(35人)が、前年度(202人)より167人減少した。
- ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み
- ・デートDV防止授業については、コロナ禍において感染防止の観点から実施校が減少したことや、学校本来の授業時間に余裕がないこと等から、実施校が市立中学校37校のうち14校に留まっている。



## 今後の取組方針

### ①男女共同参画について理解を深める取組み

・今後も男女共同参画を推進するため、アマランスフェスタの基調講演やアマランス講座の開催においては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、対面での実施に加えオンラインでの開催を含め、開催のあり方を十分に検討するなど、より効果的な方法等を検討する。

・「男女イキイキ企業表彰」については、今後も少しでも多くの企業に参画してもらうため、応募企業を増やすための方策や表彰企業の周知方法を検討しながら、引き続き事業を継続していく。

### ②DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のための取組み

・デートDV防止授業(派遣講座)については、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内の中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、引き続き全中学校での実施を呼びかける。

・男女共同参画推進センターの主催講座で、全年代を対象としたDV根絶のための講座や派遣講座等、今後もDV防止のための取組みを継続して実施する。

## 成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	3,610人 (26年度)	↑ 目標値	3,830	3,940	4,050	4,150	4,250	4,250
		実績値	3,411	3,802	6,369	4,419	3,309	4,406
		達成率	89.1%	96.5%	157.3%	106.5%	77.9%	103.7%
男女共同参画推進センター主催講座の参加者の満足度	88.9% (26年度)	↑ 目標値	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.0
		実績値	90.8	91.5	89.7	92.1	92.2	93.7
		達成率	100.9%	101.1%	98.6%	100.7%	100.2%	101.8%

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等		
1	(事業名) 啓発広報費	成果指標	アマランスフェスタの基調講演参加者数	
	(事業目的) 市民の男女共同参画の意識の醸成を図る。	目標値	230 人	
	(事業概要) 男女がお互い尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる健全な社会の構築に向け、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための啓発を行う。	実績値	35 人	
		達成率	15.2 %	
		決算(見込)額	1,471,244 円	
		成果指標及び目標値の説明	広く市民に男女共同参画の啓発を図るため、年1回開催しているアマランスフェスタの基調講演参加者数を成果指標とした。 基準値(平成27年度参加者数:133人)から、平成28年度以降、毎年度約20人増を目指し、令和2年度までに参加者数を230人にすることを目標としている。(令和3年度においても同じ目標値を設定)	
		取組実績、成果・課題等	(取組実績) ・アマランスフェスタの開催 参加者数:35人(うち男性:11人) ・啓発資料の作成 男女共同参画推進特集号(広報紙):156,000部  (成果・課題等) 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、基調講演の会場での実施が中止となり、オンライン配信での実施となったため、参加者数が前年度より167人減少し、目標値を達成できなかった。 今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、オンラインでの開催を含め、基調講演のあり方を十分に検討する。	